

震災時における日米同盟連携のあり方に関する考察

A Study on the Alliance of the Japan-US During the Earthquake

北村 知史¹

Satoshi KITAMURA

<要約> 2011年3月11日に発生した東日本大震災では、在日米軍の協力による、救援、物資搬入作業などが行われた。東日本大震災の在日米軍の協力をトモダチ作戦という。トモダチ作戦は、日米同盟に基づいて行われた。

日米間の分析枠組みとして、日米間の近年における災害派遣の協力について、ネオ・リベラリズムを枠組みとして考察を行う。

<キーワード>東日本大震災、トモダチ作戦、在日米軍、災害派遣、日米同盟

1. はじめに

2011年3月11日に発生した東日本大震災では、在日米軍による協力による、救援、物資搬入作業などが行われた。東日本大震災の在日米軍の協力をトモダチ作戦という。トモダチ作戦は、日米同盟に基づいて行われた。

日米間については、1951年の日米安保条約、1960年の改定された日米安保条約から始まって以来、長らく日米関係の礎として構築されてきた。日米関係はガイドラインの改定において、さらに踏み込んだ関係へと構築されている。特に自衛隊も存在する自衛隊から機能する自衛隊へと冷戦後において行動とともに深化することとなった。

2011年3月11日に発生した東日本大震災では、

在日米軍の協力による救援、物資搬入作業などが行われた。東日本大震災における在日米軍の協力はトモダチ作戦と呼ばれ、日米同盟に基づいて行われた。2016年に発生した熊本地震でも米軍による救助活動が行われた。本論文は、こうした災害派遣における日米間災害協力の役割とその意義について東日本大震災と熊本地震について分析を行い、東日本大震災と熊本地震における在日米軍との協力を明らかにして、今後の日米関係の考察を行う。

1.1 分析枠組み

日米間における米国側の救援活動が行われた枠組みとして、ネオ・リベラリズム、二国間主義、安全保障共同体の視点から分析することとする。ネオ・リベラリズムとは、新国際協調主義といわれ、国際的な枠組みがあることにより、期待を形成する枠組みが提供される理論とされる。

特に在日米軍の近年における災害派遣の協力について、日米物品役務相互提供協定 (Acquisition and Cross-Servicing Agreement (ACSA)) が日米間の同盟関係に寄与することとなったと分析を試みる。

1.2 ネオ・リベラリズム

日米間の分析枠組みとして、ネオ・リベラリズムを枠組みとして捉えることとする。

ネオ・リベラリズムは、新国際協調主義といわれ、

¹ 太成学院大学兼任講師

国際的制度により、安全保障にジレンマの敏感性を軽減させる。制度が作られることにより、継続性の感覚をもたらすことが出来る。制度は互惠の機会をもたらす。そして、情報の流通を促し、紛争解決の手段を提供する¹。

現実主義が国際関係の規範であると予測するのに対して、レジーム論は、アナーキーにもかかわらず協調があるとされる。貿易、人権、集団的安全保障などの争点における協調の事例がレジームである。クラズナーは、レジームを「期待の収斂を整える規範、決定、ルール、手続きを持つ制度」と定義する。

レジームは、「特定の争点領域においてアクターの期待が収斂するところの」一連の明示的あるいは黙示的な「原則、規範、ルール、意思決定手続き」と、クラズナーによって定義される。

ネオ・リベラリズムの国際関係論者であるコヘインは、国際レジームが以下の点で協調の蓋然性を高めると論じる。(1) メンバーの行動を監視し、遵守を報告することによる他国の行動に関する情報の提供、レジームは裏切りの要件を規定し、裏切りに対する処罰規定を明確にしている、このことは、レジームのほかのメンバーに悪用される恐怖を低下させ、誤解の機会を最小限にする、制裁の明文化は秘密裏の裏切りの誘惑を低める。(2) 取引費用の低下、協調を制度化することによって、レジームは、将来の合意のコストを低くすることができる。合意に達するコストを低くすることによって、レジームは、将来の協調の可能性を高める。GATTの各ラウンドは、続くラウンドで再び議論する必要のない多くの手続き上の問題を解決し、協調を容易にした。(3) メンバー間の協力の期待を一般化する、相互作用が予測できる将来の間継続するという反復と信条を作ることによって、レジームは、評判の重要性を高め、複雑な戦略の活用を許容する。レジームは、政府間の特定の協調的取り決めの形成を促進させる²。

コヘインはレジームは、相互依存の増大により、特徴づけられている世界において、階層的な統制システムに従わず。共通の問題を解決したり、補完的な目的を追求する諸政府においては、次第に有益になると言及している³。国際レジームは長期の協調と対立の様

式を検討するものであり、レジームの規範やルールの長期的な進展を検討することにより、世界政治経済の連続性の説明や、その変化の検討のために国際レジームの概念が使うことができる⁴。

そうしたコヘインが指摘している、ネオ・リベラリズムの関係性において、日米物品業務相互協定が1999年から協定が日米間で締結されてから、現在まで、継続して運用がされている協定であることから、日米間の国際レジームの枠組みとして分析を試みる。

1.3 二国間主義

二国間主義は、バイラテラリズム、双務主義とも呼ばれている。二国間主義は、国際貿易において、二国間で発生する経済問題などを二国間で解決する考え方である。貿易の面において、二国間主義が行われることにより、多国間貿易の推進の提供に導くことをサッジ、ユルドゥらは明らかにしている⁵。

二国間主義は戦後長らく理論的にも実体的にも注目される対象ではなかったが、冷戦終結後、米国の一極構造が出現し、湾岸戦争やイラク戦争といった安全保障分野においてハブ・スポーク型の二国間主義(いわゆる「有志連合(Coalition of the Willing)」)がみられるようになり、さらに、貿易分野ではFTAが推進されるなど、それまで、支配的であった多国間主義から、二国間主義への緩やかな回帰、或いはそれらの併存状況が出現した⁶。

1.4 安全保障共同体

日米関係は日米安保条約を基軸にして同盟関係を構築してきた。日米関係はリベラリズムに基づいた、安全保障共同体としての位置づけに基づいて考察を行う。世界における安全保障は様々な形態がある。国家間において、敵対関係であるほどリアリズムであり、友好関係であるほどリベラリズムの関係性になる。日米関係は日米安全保障条約を中心として同盟を結んでおり、安全保障共同体として、東日本大震災における米軍による共同作戦が行われたと分析を行う。

2. 冷戦前後の日米間の協定の変遷

冷戦期の日米物品業務相互提供協定が締結される

以前までは、米軍の支援要請に対して、「湾港及び飛行場の無償提供」、「日米地位協定に示す日米合同委員会において合意された施設及び区域の提供」、「共同訓練時における航空機及び船舶に対する燃料給油」、「自衛隊基地に隣接した米軍に対する給水支援」、「自衛隊の飛行場に不時着した航空機に対する燃料給油」が行われたが、公式に提供する法的な根拠規定はなかった⁷。

しかし、冷戦後における日米関係において、1996年に米軍と自衛隊は日米物品役務相互提供協定（Acquisition and Cross-Servicing Agreement - ACSA）が締結されることとなった。1997年9月、日米ガイドラインが改訂された。この日米ガイドラインを受けた1999年5月の周辺事態法成立に伴って、同年9月に日米 ACSA の改正が発効された。

2.1 冷戦後の日米間の協定の変遷

冷戦後、1990年代後半以降、米軍と自衛隊は日米物品役務相互援助協定（Acquisition and Cross-Servicing Agreement - ACSA）を進展させてきた。この協定が締結されるまで、米艦艇が自衛隊の基地で燃料や物品の補給が行うことが出来なかった。

しかし、この協定により、自衛隊内の基地で補給が行えるようになったことにより、東日本大震災に見られる大規模な在日米軍による活動が行うことが出来た。

1996年には、日米の二国間訓練やPKO、国際人道支援活動時に限り、米軍に対する後方支援が認められることとなった。1998年の日米新ガイドライン策定に伴い、周辺事態発生時にも可能となった。2001年の9.11以降では、戦闘地域を除く全世界に広がることとなった。そして、2004年の事態対処法成立後には武力攻撃事態や、災害派遣・邦人輸送だけではなく、訓練、連絡調整などの日常的な活動まで広がることとなった。

冷戦後の日米間の日米物品役務相互協定にみられる構築により、日米間の自衛隊、米軍はより具体的な活動の範囲を広げることとなった。

つまり、在日米軍による協力は日米安保同盟からはじまり、その後の日米間の日米物品役務相互援助協定の締結などの日米間の構築により、東日本大震災に見

られた日米共同の作戦が行われた。

日米物品役務相互提供協定の改正はこれまで、3回行われている。第1次は1999年9月、第2次は2004年の7月、第3次は2015年9月に改正されている。特に、2004年7月の第2次改正では、適用可能地域の拡大と実施可能事項が追加され、適用可能な活動に「武力攻撃事態等の際の活動」、「国際の平和及び安全に寄与するための国際社会の努力の促進、大規模災害への対処その他の目的のための活動」が追加された⁸。

この改正協定の締結により、日本国内の米軍の行動の運用性が増すこととなった。2011年3月に発生した東日本大震災においては、2004年7月の第2次改正によって、大規模な在日米軍による活動が行うことが可能となった。

ACSAは、自衛隊と米軍の間において、物品・役務（サービス）を相互に提供する枠組み（提供の条件、決済の手續）を定める協定（平成8年締結、平成11年一部改正）であるが、これまでのACSAは、米国が日本以外の国と結んでいるACSAと異なり、適用範囲を（a）共同訓練、（b）PKO、人道的な国際救援活動、（c）周辺事態に際しての活動に限定していた。

2004年の改正では、現行のACSAに基づく物品・役務の相互提供の枠組みを以下の活動にも適用されることとなった。「武力攻撃事態又は武力攻撃予測事態に際して我が国に対する武力攻撃を排除するために必要な活動」、「国際の平和及び安全に寄与するための国際社会の努力の促進、大規模災害への対処その他の目的のための活動」の項目が加わった。

東日本大震災、熊本地震における在日米軍による協力は、冷戦後の日米物品役務相互提供協定の3次にわたる日米間の締結の構築により、東日本大震災に見られた大規模な作戦が行われた。つまり、日米物品役務相互提供協定があることにより、日米間の構築が行われることとなったといえよう。

2006年5月に日米間で最終合意した米軍再編では、陸軍第一軍団司令部と陸上自衛隊中央即応集団司令部の座間移転に関して、国際テロや、新たな脅威に対する不確実性に対するための柔軟性の向上や緊急展開能力の向上の一環として再編が行われた。この再編により、東日本大震災では、自衛隊、米軍の双方に救

助活動の面において貢献が行われた。

米軍は偵察、航法 (GPS)、通信衛星等で約 50 基の軍事衛星 (ミル・スター) により、イラク戦争時には、偵察映像を 1.5 秒以内に意思決定者に提供可能になったとされている。米軍の約 50 基の偵察映像により、東日本大震災では日本側に情報提供が行われている。

3. 東日本大震災

2011 年 3 月 11 日、14 時 46 分、東日本大震災が発生した。この地震と津波により、12 都道県で死者・行方不明者 18537 人、負傷者 6146 人、全壊住宅 126577 棟などの深刻な被害をもたらした。また、福島第一原子力発電所の爆発が発生し、地震だけでなく複合的な災害に見舞われることとなった。

政府は 3 月 11 日の地震発生後に菅直人首相を本部長とする、「緊急災害対策本部」が設置され、15 時 27 分、菅首相は、防衛相に最大限の活動をすることを指示している⁹。地震発生当日の 11 日に防衛省は大規模災害対処派遣命令、原子力災害対処派遣命令が出された¹⁰。

3.1 在日米軍による救援活動

東日本大震災における在日米軍による活動について見ることとしたい。在日米軍によるトモダチ作戦の行動は 11 日の震災発生後、ハワイにある米太平洋軍は在日米軍に支援作戦の指令が行われた¹¹。

地震発生当時、在日米海兵隊基地外交政策部次長であったエルドリッジは地震が発生した数分後には、沖縄に司令部がある米海兵隊第 3 海兵遠征軍は危機作戦司令部が設けられて状況を監視し、日本政府の支援要請を想定して対策を練り始められた。翌日 12 日には被災地の装備と部隊の移動が始まった¹²。

オバマ大統領は 3 月 12 日、菅首相に電話で「あらゆる支援を行う用意がある」と伝えた。これを受けて防衛省は、日米調整所を現地の仙台駐屯地、米軍横田基地、防衛省の 3 カ所に開設した¹³。

3 月 12 日、米軍厚木基地から被災地に物資の輸送が開始されており、山形空港と太平洋上を航行している空母ロナルド・レーガンを経由地にして輸送が行わ

れた¹⁴。空母ロナルド・レーガンは 2 月初めに母港、サンディエゴを出て、韓国との合同軍事演習に参加するため同国近海に向かって太平洋を航行していたが、震災の発生を受けて針路を変更が行われ、13 日に三陸沖に到着している¹⁵。

13 日、被災地上空で無人偵察機で、カリフォルニア州の基地から、衛星を経由して遠隔操作され、撮影された。搭載のカメラにより、被災地の状況を日本側に提供され、復旧・救援計画の立案に役立られた¹⁶。トモダチ作戦は 15 日、東北沖に配備された米艦を拠点にして、空母ロナルド・レーガンなど 9 隻と海兵隊員ら約 5300 人により、被災者の捜索や支援物資の配布などが行われた。ヘリコプターにより、同艦に積まれていた携帯食や水など、乗組員が自発的に提供した防寒着や毛布、軍用食など計 300 キロが被災地に届けられている¹⁷。

人的な面においては、米海軍と海上自衛隊の連絡将校の 3 人ずつがそれぞれ海自護衛艦ひゅうがと空母ロナルド・レーガンに交互に乗り、救援活動の調整が行われた。

トモダチ作戦による、在日米軍の支援領域は、米軍は「おおむね仙台から三沢まで」(米情報担当士官)とされ、自衛隊は仙台より以南とされるが、相互の乗り入れの地域もあったとされる¹⁸。

岩国基地もトモダチ作戦では、18 日以降も 10 機の輸送機が待機され、厚木基地や東北の各拠点空港に物資を運搬が行われ、海上自衛隊と協力し、自治体から依頼された救援物資も空輸が行われ、岩国基地はハブの要であった。

トモダチ作戦に従事した米軍の数は約 2 万人が従事した。在日米軍の数は約 5 万人であり、トモダチ作戦の在日米軍は多くの在日米軍が従事した。航空機は 200 機近く、艦船 24 隻、食料はおよそ 250 トン、水 800 万ガロン供給された。その他支援物資は約 3 万 1 千トン空輸された¹⁹。

トモダチ作戦にはロナルドレーガン。強襲揚陸艦のエセックスもトモダチ作戦に従事した。これらの艦船はアフガニスタン、ペルシャ湾の方面に動いていたが、震災発生の一報を聞いて日本に向い、トモダチ作戦に大きな役割を担うこととなった。

3.2 日本側の対応

自衛隊は14日、仙台において、被災地支援で陸海空を一元運用する統合任務部隊を発足させていた。

一方、米側に対する、日本側の対応は15日、陸上幕僚監部の防衛交流班長の1佐、広恵次郎が仙台の窓口役として派遣された。広恵が駐屯地の建物に入ると、すでに20人ほどの沖縄の基地からやってきた米海兵隊第3海兵遠征軍の部隊が駐屯地にいたのである。部隊は日本側の要請がないため、何をしていたかわからない状況であった²⁰。

米海兵隊第3海兵遠征軍の部隊は13日に駆けつけており、16日、最初の日米合同会議が開催された²¹。日本側の米軍との対応は自衛隊の3部隊の統合部隊が発足されていたが、米側との対応においては、米側の部隊が到着しているにもかかわらず、迅速な連携が行われていなかった。

3.3 自衛隊と米軍との連携

東日本大震災時の米軍との連携において、防衛計画部長として任務にあっていた磯部は日米同盟の調整や連携の実態について、東日本大震災時の日米の連携について、当時の様子を明らかにしている²¹。

東日本大震災時の自衛隊と米軍との連携について、二つに分類することができる。一つ目は、地震発生から米軍の統合任務部隊であるジョイント・サポート・フォース（JSF）発足までの在日米軍主体による連携と、二つ目はJSF設置後の米軍の統合部隊による連携である²²。地震発生後において、在日米軍から統合部隊（JSF）に運用が行われている。

3月18日、折木統合幕僚長とフィールド在日米軍司令官の間で電話会談が行われ、20日にウォルシュ米太平洋艦隊司令官がトモダチ作戦の指揮を執ることが明らかになった²³。在日米軍ではなく、太平洋艦隊司令官が指揮を執ることになった。

21日、ウィラード米太平洋軍司令官と統合任務部隊に指名されたウォルシュ米太平洋艦隊司令官が防衛省を訪問し、折木統合幕僚長をはじめとした主要幕僚との会談が行われた。このとき折木幕僚長は日本に米軍が統合任務部隊を派遣すると伝えられた時に「米

軍が統合任務部隊を編成し、その指揮下に入るのであればその時点で辞表を出していたかもしれない。それだけあの時は米軍との関係でも緊張していた」との心境を述べている²⁴。東日本大震災における在日米軍とのトモダチ作戦は米軍による主導による運営が行われる懸念もあったのである。

米軍は、太平洋軍の司令官が自らの権限を委譲する形でウォルシュ司令官にトモダチ作戦に参加する部隊に指揮権を与えて、横田に司令部を置かれたのに対して、自衛隊は統合幕僚幹部という幕僚組織が対応に当たった。磯部は本来であれば自衛隊側の米軍と同じような自衛隊の統合指揮官が充てられるべきと指摘している²⁵。日米間の米軍と自衛隊側の指揮系統の統合運用において、米側は整備されているのに対して、自衛隊側は未整備な状況であり、現在でも自衛隊側においては、整備がされていない状況であった。

24日、米軍は横田基地に統合任務部隊（Joint Support Force）司令部が開設された。正式に太平洋艦隊司令官ウォルシュがJSF統合任務部隊の指揮官に就任した²⁶。

3.4 日米首脳との連携

米側は、官邸以外からも情報を集めるべく、一次情報をもつ東京電力社員を入れた日米協議の場を作るよう要請が行われた。首相補佐官の細野豪志とともに長島昭久が調整し、日本側は官邸や外務省、防衛省、東電の代表者と、米側から原子力規制委員会、エネルギー省、米軍などの代表者が入って毎日協議するタスクフォースができた。地震発生から10日が過ぎてからのことだった²⁷。

13日から、在日米軍を主体とするトモダチ作戦と名付けられた日本に対する人道支援・災害救援活動が開始された。韓国との訓練のために朝鮮半島の海域に展開していた空母ロナルド・レーガンは東北仙台沖の太平洋上で艦載ヘリによる物資空輸の救援活動が行われた²⁸。

3.5 原発事故

東日本大震災においては、米国との関係が、すべて円滑に運んだわけではなかった。特に福島原発事故に

関して、米側は当初、不信感を募らせた。政府からの情報が混乱し、不十分であった²⁹。

米政府は原子力規制委員会やエネルギー省が専門家や物資、海兵隊が放射能対策の専門部隊を送り込むなど、原子力分野でも支援が行われている。

原発事故に関しては、日米双方に調整に手間取って双方に不満が募る場面もあった。米側関係者によると、地震から6日目の3月16日、原子炉建屋の爆発が相次ぐなど事態の悪化が止まらないことを受け、ホワイトハウスは方針を転換したとされる。日本側からの支援要請を待つ姿勢から「対策を強く推す」方針に替えられたとされる。理由としては、「日本政府の対応を信頼しなくなったためだ」とされる³⁰。

それ以降、米国政府は日本在住の米国市民に対し、原発の半径50マイル（約80キロ）以内からの退避勧告を出したり、日本国外への避難を希望する人にはフライトを手配したりするなど、独自の対策を次々に打ち出された。

3月22日、北澤防衛大臣は、ウィラード司令官との協議が行われた。その後の記者会見で、「原発事故に対する太平洋軍司令官と自衛隊の幕僚との間で認識の共有が第一」として、「どういう支援が出来るか。どういう日本側にニーズがあるのか早急に調整して欲しい」と見解が示された。そうして、3月24日には米側の統合任務部隊発足に対応して、自衛隊と米軍は日米共同連携を強化することに合意し、日米共同調整所が拡充された³¹。

JSFを発足させると同時に日米共同連携体制を強化したことにより、日本側の統合幕僚とJSF司令部間のコミュニケーションは深くなり、実践に近い共同統合作戦に対応する態勢が整えられたと磯部は指摘している³²。つまり、東日本大震災によるトモダチ作戦により、日米間において災害により、現実的な運用が行われていた同時に、日本側の米側と比較して、より必要な改善点が明らかになった。東日本大震災におけるトモダチ作戦は日米関係の深化も寄与することとなり、より具体的な統合運用における教訓も認識することとなった。この一連の流れは日米間において、日米間の安全保障共同体が運用されていることの表れといえる。

16日ころが日米両政府の疎通が深刻として、22日からの内閣官房の日米合同調整会合が始動して、連携が深まったと磯部は当時の状況を明らかにしている³³。日米合同調整会合はホソノプロセスともいわれる。日米合同調整会合が組織化されたことにより、政策調整が格段に進むこととなった。

4月2日、米海兵隊の生物兵器の即応部隊であるCBIRF（通称 シーハープ）が横田基地に到着した。CBIRFは米国以外では初めての派遣が行われている³⁴。

東日本大震災によるトモダチ作戦の従事後において、活動にあたった米軍による健康被害による訴訟も行われている。ロナルド・レーガンの元乗組員たちは事故から約1年9カ月後の2012年12月、「東京電力福島第一原発事故で東電が正しい情報を示さず、被曝（ひばく）した」としてカリフォルニア州サンディエゴの連邦地裁に提訴が行われている³⁵。

小泉元首相は、東日本大震災の「トモダチ作戦」時に福島第一原発沖で被曝したとされる元米軍兵らを支援する基金を創設している³⁶。

3.6 日米の世論

米軍による、東日本大震災における米軍の活動については日本の世論も好印象であった。内閣府が2012年1月に実施した「自衛隊・防衛問題に関する世論調査」では、トモダチ作戦を展開した米軍による支援活動については、「成果をあげたという印象を持っている」とする割合が79.2%という結果であった³⁷。

在日米軍によるトモダチ作戦が大規模な支援が行われた背景には、民間調査機関ピュー・リサーチ・センターが2011年3月下旬に行われた調査において、最も関心のあるニュースとして「日本の震災」が57%であった。「リビア情勢」の15%を大きく上回っており、米国の世論の関心の高さも伺えることとなった³⁸。

東日本大震災における、在日米軍による大規模な救援活動が行われることとなったが、こうした背景には、2004年7月に改定された、日米物品役務相互提供協定の適用可能な活動として、「大規模災害への対処その他の目的のための活動」が追加されたことにより、米軍の救援活動が可能になったといえよう。

3.7 東日本大震災以降の日米共同訓練

東日本大震災時の在日米軍によるトモダチ作戦以降、日米共同による訓練が行われている。日米共同訓練では、米軍による参加は東北地方で2014年に実施された訓練に続いて2回目であった³⁹。

太平洋沖の大地震に備えた自衛隊と道、市町村などによる大規模災害対策訓練「ノーザン・レスキュー2015」の実働訓練が29日、釧路市や釧路町で在日米軍、オーストラリア軍も参加して実施されている⁴⁰。

4. 熊本地震

東日本大震災から5年後の熊本地震は、2016年4月14日、21時26分、熊本県熊本地方マグニチュード6.5の地震が発生した。最大震度は益城町の7であった。その、2日後の16日1時25分に再び、熊本地方に地震が発生し、マグニチュードは7.3で最大震度が益城町、西原村で7であった⁴¹。この地震で熊本県において、98人が犠牲になっている。

熊本地震では4月14日22時40分に、熊本県知事の要請を経て、陸上自衛隊第8師団長（北熊本）が行動を開始し、人命救助の活動が行われた。4月16日4月16日2時36分には、大分県知事の要請を経て、陸上自衛隊西部方面特科隊長（湯布院）が熊本地方の人命救助の要請が行われた。

熊本地震は西部方面総監を指揮官とする統合任務部隊が編成された。陸上自衛隊、約24000名、海上自衛隊、約1000名、航空自衛隊、約1000名の合計約26000名態勢で活動が行われた。その後、熊本地震では自行災命第14号により、統合任務部隊の編成が解除された。解除された以降は、西部方面隊を中心とする13000名態勢での災害活派遣活動が行われた⁴²。

4.1 米軍の対応

在日米軍からは、①C-130による自衛隊員及び自衛隊車両の熊本空港への輸送、②UC-35による自衛隊員の熊本空港への輸送、③MV-22 オスプレイによる救援物資の被災地への輸送の支援を受け、韓国軍からは、C-130（2機）により、レトルトご飯、飲料水、

毛布及びテントの提供を受けている⁴³。

米軍は4月18～23日、普天間飛行場（沖縄県）のオスプレイが佐世保基地などで給油したうえで、被災地に食料や水など約36トンを輸送。このうち7機は、熊本県八代市沖に派遣されていた海自最大のヘリコプター搭載護衛艦ひゅうがに着艦し、約10トンの物資を積んで被災地へ向かった（朝日新聞2016年5月3日）。

また、熊本地震で米軍は水、医療物資等の緊急救援物資の輸送を20回の飛行が行われている。この支援物資輸送に加えて、米海兵隊輸送機MV-22、米空軍輸送機C-130、米陸軍機UC-35が被災地へ輸送するため50回以上の飛行を行われ輸送された⁴⁴。

熊本地震においても米軍による救援活動が行われることとなった。こうした米側の動きは救援物資の提供にみられるように、日米物品業務相互協定により、より米側が日本側に対しての、救援活動が行われることとなった。

4.2 熊本地震後の日米共同演習

熊本地震発生後において、日米共同の訓練が自衛隊と米軍との間において行われている。2019年6月14日に海上自衛隊の「いずも」はベトナムのカムラン湾に寄港している。カムラン湾に寄港する前は米軍の空母のロナルド・レーガンと南シナ海で共同訓練が行われている⁴⁵。「いずも」は2019年の4月30日から7月10日まで、インド太平洋方面派遣訓練として、ブルネイ、マレーシア、フィリピン、シンガポール、ベトナムを訪問している⁴⁶。この訓練により、日米共同の訓練と共に、インド太平洋方面の国においても、日本国内や海外において災害が発生される時において、多面的な救助活動、災害派遣活動の貢献が行えることが期待される。

5. おわりに

2011年の東日本大震災、2016年の熊本地震における米軍の救援活動において、冷戦後に締結された日米物品役務相互提供協定がレジームとして、日米間のネオ・リベラリズムの關係に寄与することとなった。

そして、日米物品役務相互提供協定が大規模な米軍

の日本国内における災害救助活動が行えることとなった。日米同盟においての同盟論は、従来の同盟形成論において、「脅威の存在によって同盟が形成される」とされてきたが、東日本大震災にみられた在日米軍による協力は軍からの脅威に対してではなく、地震という自然災害という脅威に対して、共同救援作戦が行われることとなった。自然災害を脅威とする考えは、ネオ・リベラリズムという、リアリズムとは異なった同盟関係の表れとなった。

米側の大規模な日本国内における救助活動は冷戦後の日米間において構築されてきた、日米ガイドライン、2003年の日米物品役務相互提供協定の改定による「大規模災害への対処その他の目的のための活動」により、適用可能になったことにより、日本国内の米側の具体的な救援活動となって行われた。

東日本大震災時で明らかになったのは、日米間の日米安保条約を締結してきた日米間の二国間主義がトモダチ作戦という形となって表れることとなった。同時に日米間において安全保障共同体が自然災害を対処するという形となって現れることとなった。

しかし、東日本大震災では福島第一原発の原発事故では、日米双方ともに、特に日本側においては迅速な初動活動が行われなかった。また、現在でも活動に従事した米軍の訴訟は係争中であり、解決の道へ見えていない。

2016年の4月に発生した熊本地震においても東日本大震災に続き、在日米軍の協力により救助活動が行われた。熊本地震においても日米物品役務相互提供協定がレジームとして、救援活動が行われ、日米間のネオ・リベラリズムの関係が、継続して構築されることとなった。熊本地震でも東日本大震災時と同様に、日米間の日米安保条約を締結してきた日米間の二国間主義が形となって表れることとなった。また、熊本地震でも東日本大震災と同様に日米間において安全保障共同体が自然災害を対処するという形となって現れることとなった。

近年の日米関係において、米側の日本国内の震災対応という形での日米協力が行われているが、今後さらに発展する形で災害派遣、自然災害に救助するための日米間の協力体制により、日米間のより深化した関係

を構築されることが望まれる。

日米関係は二国間主義により、優先性の高い関係である。そうした中において、日米役務物品協定が締結されたことにより、より深化した関係になった。この構築が、東日本大震災、熊本地震における在日米軍救援活動となって行動が行われた。

今後においては、日本国内において、甚大な被害が想定される南海トラフ地震の避難対策が被害が想定される自治体を中心に地震対策、津波対策による高台避難の策定が行われている。米側では南海トラフ地震発生時には日本に対して大規模な救助活動が想定されている。現在、日本の自衛隊、自治体、米軍による共同訓練が行われているが、これまでの日米間の協力体制をさらに構築していくことが必要であり、自治体、自衛隊、米軍のさらに踏み込んだ救助想定をする必要があるといえる。

注

- 1 ナイ、ジョセフ・S (2002年) (田中明彦・村田晃嗣訳) 『国際紛争』, 57-58 ページ, 有斐閣
- 2 コヘイン、ロバート (1998年) (石黒馨・小林誠訳) 『覇権後の国際政治経済学』, 69 ページ, 晃洋書房
- 3 同上, コヘイン (1998年) 71 ページ
- 4 同上, コヘイン (1998年) 71 ページ
- 5 Kamal Saggi and Halis Murat Yildiz (2010) *Bilateralism, multilateralism, and the quest for global free trade*, 35, WTO org
- 6 川奈晋史 (2014) 「二国間主義と脆弱性 ー適用に関する再検討ー」, 2 ページ, 近代法学 61
- 7 石原明德 (2018) 「ACSA の変遷ー日米 2 国間から各国間へー」 97 ページ, 海幹校戦略研究, 7 (2)
- 8 同上, 石原 (2018) 99-100 ページ
- 9 首相官邸 (2011) 「東日本大震災への対応」, (2019年9月11日アクセス, <http://www.kantei.go.jp/saigai/pdf/siji.pdf>)
- 10 国立国会図書館 (2011) 「東日本大震災の概況と政策課題」 『調査と情報』, 708, 1-36 (2019年11月23日アクセス,

- www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/issue/pdf/0708.pdf)
- 11 『朝日新聞』 2011 年 3 月 23 日
- 12 『朝日新聞』 2011 年 4 月 9 日
- 13 『朝日新聞』 2013 年 1 月 16 日
- 14 『朝日新聞』 2011 年 3 月 18 日
- 15 『朝日新聞』 2011 年 3 月 23 日
- 16 『朝日新聞』 2011 年 3 月 23 日
- 17 『朝日新聞』 2011 年 3 月 16 日
- 18 『朝日新聞』 2011 年 3 月 23 日
- 19 在日米国大使館「平成 25 年 3 月 9 日 防衛セミナー」(2019 年 11 月 23 日アクセス, <https://www.mod.go.jp/rdb/tohoku/seminar/shikama/kouen-shikama.pdf>)
- 20 『朝日新聞』 2013 年 1 月 16 日
- 21 『朝日新聞』 2013 年 1 月 16 日
- 21 磯部晃一(2019 年)『トモダチ作戦の最前線』, 23 ページ, 彩流社
- 22 同上, 磯部(2019 年)105 ページ
- 23 同上, 磯部 (2019 年) 123 ページ
- 24 同上, 磯部(2019 年)125 ページ
- 25 同上, 磯部(2019 年)127 ページ
- 26 同上, 磯部(2019 年)63 ページ
- 27 『朝日新聞』 2011 年 4 月 3 日
- 28 同上, 磯部(2019 年)36 ページ
- 29 『朝日新聞』 2011 年 4 月 3 日
- 30 『朝日新聞』 2011 年 4 月 7 日
- 31 同上, 磯部(2019 年)130 ページ
- 32 同上, 磯部(2019 年)144 ページ
- 33 同上, 磯部(2019 年)67 ページ
- 34 同上, 磯部(2019 年)64 ページ
- 35 『朝日新聞』 2015 年 10 月 1 日
- 36 『朝日新聞』 2016 年 7 月 6 日
- 37 内閣総理大臣官房広報室「自衛隊・防衛問題に関する世論調査」2012 年 1 月, 2019 年 9 月 11 日アクセス, <http://survey.gov-online.go.jp/h23/h23-bouei/2-4.html>)
- 38 『朝日新聞』 2011 年 4 月 7 日
- 39 『朝日新聞』 2015 年 8 月 30 日
- 40 『朝日新聞』 2015 年 8 月 30 日
- 41 内閣府(2016)「平成 28 年(2016 年)熊本県熊本地方を震源とする地震に係る被害状況等について」(2019 年 9 月 11 日アクセス, http://www.bousai.go.jp/updates/h280414jishin/pdf/h280414jishin_34.pdf)
- 42 防衛省(2016)「平成 28 年熊本地震に係る災害派遣について(最終報)2016 年 5 月 30 日」(2019 年 11 月 15 日アクセス, <http://www.mod.go.jp/j/press/news/2016/05/30b.html>)
- 43 防衛省(2016)『平成 28 年度 防衛白書』防衛省(2019 年 11 月 23 日アクセス, <http://www.mod.go.jp/j/publication/wp/wp2016/pdf/index.html>)
- 44 U.S. Forces, Japan USFJ announces end of Kumamoto earthquake relief support (2019 年 11 月 23 日アクセス, <https://www.usfj.mil/Media/Press-Releases/Article-View/Article/742536/usfj-announces-end-of-kumamoto-earthquake-relief-support/>)
- 45 『産経新聞』 2019 年 6 月 14 日
- 46 海上自衛隊「平成 31 年度インド太平洋方面派遣訓練部隊」(2019 年 11 月 23 日アクセス, <https://www.mod.go.jp/msdf/operation/cooperate/IPD19/>)

参考文献

- 磯部晃一(2019)『トモダチ作戦の最前線』彩流社。
- 川奈晋史(2014)「二国間主義と脆弱性 ―適用に関する再検討―」『近代法学』61(4), p1-26.
- ナイ, ジョセフ・S (2002) (田中明彦・村田晃嗣訳)『国際紛争』有斐閣。
- コヘイン, ロバート (1998) (石黒馨・小林誠訳)『覇権後の国際政治経済学』晃洋書房。